

次世代育成支援対策推進法 及び 女性活躍推進法に基づく行動計画

全職員が活躍でき、安心して働けるための雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる取り組みを進めるため、次のように行動計画を策定する。

記

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(60か月)

2 内 容

目標1 男性職員に対して、配偶者が出産した場合の特別有給休暇 及び 育児休業制度の周知を図る。

【取組内容】 令和4年4月1日～

- ・所属長への制度周知及び、該当者へ個別に対応・説明を行う。

目標2 子の看護休暇を、年次有給休暇とは別に時間単位で取得可能な有給休暇として付与することとし、周知徹底を図る。

【取組内容】 令和4年4月1日～

- ・該当する全職員へ資料を作成及び配布し、周知を図る
- ・新規採用者等には採用説明の際に資料を配布し周知を図る

目標3 出産、育児、看護、介護等を理由に退職した職員に対して、再雇用する制度を導入するとともに、職員定数に欠員が生じた際には、退職した職員に対して求職情報を提供する等措置を講じる。

【取組内容】 令和4年4月1日～

- ・所属長へ周知及びヒアリングを行い、データ等の整備を行う。

目標4 管理職に占める女性職員の割合を35%以上にする。

【取組内容】 令和4年4月1日～

- ・管理職候補者への育成について分析・検討する。